

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第2号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				
33 鳥取県ワクチン	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するた	33 鳥取県ワクチン	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するた

接種 緊急 促進 基金	び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、感染症の予防を図ること。	める額	積立て	めに必要な経費の財源に充てるとき。	接種 緊急 促進 基金	び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、感染症の予防を図ること。	める額	積立て	めに必要な経費の財源に充てるとき。
34 鳥 取県 住民 生活 に光 をそ そぐ 基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。